

令和2年4月1日

外務省
財務省
経済産業省

テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加及び削除並びに タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1373号、第1390号、第1988号、第1989号、第2253号及び第2255号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等計520個人及び団体に対して資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、以下の措置を実施する。

1. テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加

決議第1373号及び閣議了解「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」(3月31日)に基づき、テロリスト等3団体に対し、資産凍結等の措置を講ずる。

(1) 措置の内容

外務省告示(3月31日公布)により、テロリスト等として指定される者に対する外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を3月31日から実施する。

i) 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

ii) 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

(2) 対象者

別添1参照

2. テロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除

決議第1373号及び上記閣議了解に基づき、テロリスト等1個人に対する資産凍結等の措置を解除する。

(1) 措置の内容

外務省告示(3月31日公布)により、削除の対象となるテロリスト等に対する外国為替及び外国貿易法に基づく支払規制及び資本取引規制等を3月31日付で解除する。

(2) 対象者

別添1参照

3. タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除

制裁委員会がタリバーン関係者等として指定する資産凍結等の対象者リストから1個人を削除したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を解除する。

(1) 措置の内容

外務省告示(4月1日公布)により、削除の対象となるタリバーン関係者等に対する外国為替及び外国貿易法に基づく支払規制及び資本取引規制等を4月1日付で解除する。

(2) 対象者

別添2参照

(注) 今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計521個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

TEL 03-3580-3311 内線 3307

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 6376

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241

○追加対象となるテロリスト等

【アメリカ合衆国が平成二十三年九月十五日に発出した国務省令にて発表した資産凍結対象者で、カナダが資産凍結等の措置を実施した一団体】

35. インディアン・ムジャヒディン
Indian Mujahideen (IM)

【アメリカ合衆国が平成二十八年六月三十日に発出した国務省令にて発表した資産凍結対象者のうち、カナダが資産凍結等の措置を実施した一団体】

36. インド亜大陸のアル・カーイダ
al-Qa'ida in the Indian Subcontinent (AQIS)

【アメリカ合衆国が平成三十年二月二十七日に発出した国務省令にて発表した資産凍結対象者のうち一団体】

37. ネオ JMB
Neo-JMB

○削除対象となるテロリスト等

8. アル・モフタル・ベン・モハメド・ベン・アル・モフタル・ブシュシャ (別名：ブシュシャ、モフタル)

AL-MOKHTAR BEN MOHAMED BEN AL-MOKHTAR BOUCHOUCHA (a. k. a. :Bushusha, Mokhtar)

生年月日：1969 年 10 月 13 日

出生地：Tunis, Tunisia

国籍：チュニジア

旅券番号：チュニジア旅券 K754050 (1999 年 5 月 26 日発行、2004 年 5 月 25 日失効)

ID 番号：04756904 (1984 年 9 月 14 日発行)

住所：Via Milano Number 38, Spinadesco, (CR), Italy

その他の情報：Italian Fiscal Code (イタリア納税者番号)：BCHMHT69R13Z352T。母の名前はヘディア・バヌール (Hedia Bannour)。

○削除対象となるタリバーン関係者等

【アル・カーイダ／ISIL(ダーイシュ)と関係を有する個人】

486. イブラヒム・モハメド・ハリル(別名:(a)ハリル・イブラヒム・ジャシム(1972年5月2日 Baghdad, Iraq にて出生)(b)ハリル・イブラヒム・モハンマド(1975年7月3日 Mosul, Iraq にて出生)(c)ハリル・イブラヒム・アッザフィーリ(1972年出生)(d)ハリル(1975年5月2日出生)(e)ハリル・イブラヒム・アル・ザヒーリ(1975年7月2日 Mosul にて出生)

IBRAHIM MOHAMED KHALIL

(original script: ابراهيم محمد خليل)

(a.k.a.: (a)Khalil Ibrahim Jassem, born 2 May 1972 in Baghdad, Iraq (b)Khalil Ibrahim Mohammad, born 3 Jul. 1975 in Mosul, Iraq (c)Khalil Ibrahim Al Zafiri, born 1972 (d)Khalil, born 2 May 1975 (e)Khalil Ibrahim al-Zahiri, born 2 Jul. 1975 in Mosul)

称号:不明

役職:不明

生年月日:1975年7月2日

出生地:Day Az-Zawr, Syria

国籍:シリア

旅券番号:国外追放番号 T04338017(the City of Mainz の外国人局により発行、2013年5月8日に失効)の一時的停止。

ID番号:不明

住所:Alte Ziegelei, 55128 Mainz, Germany の難民収容施設

国連制裁委員会による指定日:2005年12月6日(2010年1月25日、2011年12月13日、2013年8月6日、2015年12月10日及び2019年5月1日に改訂)

その他の情報:2007年12月6日ドイツにおいて懲役7年の判決を受けた。2013年12月30日に釈放。写真及び指紋はインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配者に含まれているものを利用可能。国連安全保障理事会決議第1822号(2008年)に基づく見直しは2009年10月5日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号(2015年)に基づく見直しは2019年2月21日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/1424324>